

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アルメニア	貧困農民支援に関する日本国政府とアルメニア共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	170,000千円 H20.3.31まで	H20.1.16 エレバン (H20.2.5)	日本側 波積大樹在アルメニア大使館参事官 アルメニア側 ダライヤット・ロキヤン農業大臣	H20.2.26 125号
アルメニア	エレバン国立音楽院楽器整備計画のための贈与に関する日本国政府とアルメニア共和国政府との間の交換公文	エレバン国立音楽院楽器整備計画を実施するために必要な役務の供与 1. 楽器及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の楽器の輸送に必要な役務の供与	42,800千円 H21.3.31まで	H20.6.26 エレバン (H20.10.1)	日本側 山本敏生在ロシア大使館参事官 アルメニア側 アン・アラギエツァン教育科学次官	H20.10.10 552号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、 と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。